

第8回定例会（会議録）

開 催 日	令和2年8月25日（火）
開 催 場 所	美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室
開 催 時 間	午後2時00分～午後4時58分
出 席 委 員	堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己
欠 席 委 員	なし
出 席 者	教育長始め事務局職員9名
傍 聴 人	1人
議 事 日 程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第30号 後援申請について</p> <p>議案第31号 適応指導教室の入室について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市家庭教育推進協力企業制度実施要綱 ・あま市家庭教育講座実施要領 ・令和元年度教育委員会の点検・評価報告書について ・令和元年度主要施策成果報告書（教育部 抜粋）について ・9月議会補正予算案について ・要望書について ・就学援助費の受給審査について（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（非公開） ・公文書公開請求について（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・生徒指導（令和2年度7月）について（非公開）

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言) (あいさつ) 前回の議事録を承認願います。
委 員 全 員	(議事録に署名・押印)
教 育 長	教育長の経過を報告する。 (令和2年7月18日～令和2年8月25日の経過を報告)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	新型コロナウイルス感染症に関して、愛知県が若年者の感染者を発表したとき、あま市内の小中学校との関係の有無を教育委員に知らせてほしい。
教 育 長	個人情報保護のため公表はできないが、非公開で委員の皆様には情報提供する。
教 育 長	日程4、議案第30号「後援申請について」2件(審議1件、報告1件)
学 校 教 育 課 長	①「ロボット教室無料体験会」(ヒューマンアカデミー株式会社) あま市の他に愛西市と津島市に後援申請がされており、審議される予定。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	海部地域の他に開催しているか。
学 校 教 育 課 長	今回は聞いていないが、全国で随時開催しているという情報がある。
委 員	後援申請の目的が、株式会社が行っている業務の体験会のチラシを学校に配布するためということだが、こういった事に学校が利用されるのはどうか。
委 員	この体験会が営利目的の宣伝活動に結び付かないとは言い切れないのではないか。同様の件で申請があったらすべて承認することになるのか。
委 員	新聞や広告など他の媒体でも宣伝できる案件だと思う。
委 員	開催場所として、公共施設ではなく主催する会社が運営する教室も含まれていることを懸念する。
教 育 長	認否はいかがか。
委 員 全 員	否認
生 涯 学 習 課 長	②「伊藤三春 絵画展」(あま市文化の杜美和文化会館)
生 涯 学 習 課 長	あま市指定管理者が主催する行事でも内容にも問題がなかったため、教育長専決処分の後援名義の使用を許可したことを報告する。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	日程5、その他報告事項 「あま市家庭教育推進協力企業制度実施要綱について」
生 涯 学 習 課 長	概要を説明
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	家庭教育を支援するための職場環境づくりに取組む企業・団体と認めた企業に発行する登録証の詳しい内容は。額に入れて飾ってもらうなどしてあま市の事業や企業の活動が効果的にアピールできるような工夫があると良いと思う。
生 涯 学 習 課 長	今のところ、色紙に黒色で印刷して、見開き型のホルダーをつけてはどうかと考えている。

教 育 長	「あま市家庭教育講座実施要領について」
生涯学習課長	概要を説明
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	第7条、企業に選択してもらう「あらかじめ教育委員会が提示する講座」とはどのようなものか。
生涯学習課長	例として「親学のススメ」「エコきつず調査隊のススメ」「あま市ものしり検定」などの項目を用意している。
委 員	市外から通勤してくる社員向けに、一般化されているものもあるか。
生涯学習課長	あま市の事業であるので、在住・在勤者向けということで理解いただけるものと考えます。
委 員	どのように企業を募集するか。
生涯学習課長	産業振興課、商工会を通じて紹介してもらった企業を訪問する予定。また、広報もする。
委 員	「あま市家庭教育講座実施要領」の第5条第3項中の生涯学習施設を利用する場合の使用料について、「無料とする」とあるが、これは使用料条例等に基づく使用料を免じるので、「免除する」または「減免する」が適当ではないか。前件の「あま市家庭教育推進協力企業制度実施要綱」では、登録した協力企業への支援内容として、生涯学習施設を優先的に確保し使用料及び利用料について、「全額減免します」と記載している。不整合なのはどんな理由か。
生涯学習課長	指定管理者の利用料も含んでいるため、また、総務課の法規担当者とも相談のうえこの文にしたが、再度確認し、必要があれば修正する。
教 育 長	「令和元年度教育委員会の点検・評価報告書について」
教 育 部 長	令和元年度の各事業内容と、それぞれの成果と今後の課題を掲載した。報告書の最後には伊藤氏、石村氏の2名の学識経験者からいただいた意見を掲載した。この冊子は8月21日、市議会に提出し、報告した。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	2名の学識経験者の意見の文中に、提案やアドバイスが示唆されている。これらを取り入れていく姿勢を持ってほしい。
教 育 長	意見を真摯に受け止め、事業を計画し実施していく。
教 育 長	「令和元年度主要施策成果報告書(教育部 抜粋)について」
教 育 部 長	教育部56の主要施策について、ご覧の資料のとおり決算額と成果の報告をする。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	スクールサポーター配置費に約300万円の執行残額があるが、これはなぜか。
学校教育課長	社会保険料の増額改定に備えて予算を多く見積もっていたため、執行残額が生じた。
委 員	支出科目の区分が細かいようだが、使途が変わったらどんな手続きをするか。
教 育 部 長	地方自治法に則り、款・項を予算書に掲載、款または項を越える流用が必要になった場合は、市議会の議決が必要となる。目以下を流用する場合、議決は不要である。予算書には参考資料として事項別明細書が添付しており、目・節・細節まで説明している。目以下の流用をするには、金額により教育部における決裁権者が異なるが、すべて財政部局の合議が必要であ

	る。
委員	美和小学校の土地購入は敷地拡張か。
教育部長	もともと借地であった土地を申し出により買い取ったものである。
教育長	「9月議会補正予算案について」
教育部長	9月議会上程予定、新規3件、拡充2件、減額3件の概要説明
教育長	(質疑等を許可)
委員	エアコン設置工事を要望している学校があるが、内容は。
教育部長	昨年整備されなかった特別教室などに、感染症予防のための分散学習などで必要になったエアコンである。昨年度普通教室に整備した埋め込み式のガス式エアコンではなく電気式の小型のもの。
委員	消耗品費の計上が少ない学校は消毒液等をどう購入するか。
教育部長	衛生用消耗品に対する国の補助が別があり、また通常の学校配分予算からも支出できる。
委員	医療的ケアが必要な児童に付き添う看護師は新たに配置したものか。
教育部長	既に配置しており、夏季休業の短縮により不足する報酬分の計上である。
教育長	「要望書について」
学校教育課長	「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成制度を維持し、拡充を求める要望書」を受領した。
教育長	(質疑等を許可)
委員	あま市でも私立高校生一人あたり1万円の補助金を交付するために550万円を超える予算を確保している。しかし現在は過去とは違い、高所得者層を除いては授業料が無償化されており、公私格差は是正されている。むしろ私立学校の施設は公立学校のそれと比べて遥かに良いという格差のほうが問題であると思う。市として、また国全体としてこの補助金を継続する必要があるかどうかについて議論しなければならない。
教育長	今後検討していく。
教育長	他はよろしいか。では公開部分を終了する。
	議案第31号、その他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人退場)
【次回予定】	・令和2年9月24日(木) 午後2時 定例会 (美和総合福祉センターすみれの里 3階 会議室) 【閉会時刻：午後4時58分】